

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令(昭和五十四年政令第二百六十七号)	1
○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百六十四号)	5
○国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)	6
○財政制度等審議会令(平成十二年政令第二百七十五号)	7
○国税審議会令(平成十二年政令第二百七十八号)	9
○薬事・食品衛生審議会令(平成十二年政令第二百八十六号)	11
○食料・農業・農村政策審議会令(平成十二年政令第二百八十九号)	13
○総合資源エネルギー調査会令(平成十二年政令第二百九十三号)	14
○社会資本整備審議会令(平成十二年政令第二百九十九号)	16
○交通政策審議会令(平成十二年政令第三百号)	18
○地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成十一年政令第四百四十三号)	20

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 新旧対照条文
 (傍線部分は改正部分)

○エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令 (昭和五十四年政令第二百六十七号) (第一条関係)

改正案	現行
<p>エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令 (定義)</p> <p>第一条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項の政令で定める熱は、燃料を熱源とする熱に代えて使用される熱のみを発生させる設備から発生する熱であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(特定エネルギー消費機器)</p> <p>第二十一条 法第七十八条第一項の政令で定めるエネルギー消費機器は、次のとおりとする。</p> <p>一 二十八 (略)</p> <p>(特定エネルギー消費機器等のエネルギー消費機器等製造事業者等に係る生産量又は輸入量の要件)</p> <p>第二十二条 法第七十九条第一項の政令で定める要件は、年間の生産量又は輸入量(国内向け出荷に係るものに限る。)が次の表の上欄に掲げる特定エネルギー消費機器等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。</p>	<p>エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令 (定義)</p> <p>第一条 エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項の政令で定める熱は、燃料を熱源とする熱に代えて使用される熱のみを発生させる設備から発生する熱であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(特定機器)</p> <p>第二十一条 法第七十八条第一項の政令で定める機械器具は、次のとおりとする。</p> <p>一 二十八 (略)</p> <p>(特定機器の製造事業者等に係る生産量又は輸入量の要件)</p> <p>第二十二条 法第七十九条第一項の政令で定める要件は、年間の生産量又は輸入量(国内向け出荷に係るものに限る。)が次の表の上欄に掲げる特定機器の区分に応じ、それぞれ同表の下欄</p>

一〇二十八 (略)

(略)

(特定エネルギー消費機器等のエネルギー消費機器等製造事業者等及び特定熱損失防止建築材料の熱損失防止建築材料製造事業者等)に対する命令に際し意見を聴く審議会)

第二十三条 法第七十九条第三項及び第八十一条第三項(これらの規定を法第八十一条の五において準用する場合を含む。)の審議会等で政令で定めるものは、経済産業大臣にあつては総合資源エネルギー調査会、国土交通大臣にあつては交通政策審議会とする。

(特定熱損失防止建築材料)

第二十三条の二 法第八十一条の三第一項の政令で定める熱損失防止建築材料は、断熱材(押出法ポリスチレンフォーム、ガラス繊維(グラスウールを含む。))又はスラグウール若しくはロックウールを用いたもの(真空中断熱材)を除く。とする。

(特定熱損失防止建築材料の熱損失防止建築材料製造事業者等に係る生産量又は輸入量の要件)

第二十三条の三 法第八十一条の五において準用する法第七十九条第一項の政令で定める要件は、特定熱損失防止建築材料である断熱材の年間の生産量又は輸入量(国内向け出荷に係るものに限る。)が十八万平方メートル以上であることとする。

一〇二十八 (略)

(略)

(特定機器の製造事業者等に対する命令に際し意見を聴く審議会)

第二十三条 法第七十九条第三項及び第八十一条第三項の審議会等で政令で定めるものは、経済産業大臣にあつては総合資源エネルギー調査会、国土交通大臣にあつては交通政策審議会とする。

(新規)

(新規)

第三十二条 経済産業大臣（自動車にあつては、経済産業大臣及び国土交通大臣。以下この条において同じ。）は、法第八十七条第十三項の規定により、特定エネルギー消費機器等製造事業者等（特定エネルギー消費機器等の製造又は輸入の事業を行う者をいう。次項において同じ。）に対し、その製造又は輸入に係る特定エネルギー消費機器等につき、次の事項に関し報告させることができる。

- 一 生産数量又は輸入数量及び国内向け出荷数量
- 二 エネルギー消費効率又は寄与率及びその向上に関する事項
- 三 エネルギー消費効率又は寄与率に関する表示の状況

2 経済産業大臣は、法第八十七条第十三項の規定により、その職員に、特定エネルギー消費機器等製造事業者等の事務所、工場又は倉庫に立ち入り、その製造又は輸入に係る特定エネルギー消費機器等、当該特定エネルギー消費機器等の製造のための設備、当該特定エネルギー消費機器等のエネルギー消費効率又は寄与率の測定のための設備及び関係帳簿書類を検査させることができる。

3 経済産業大臣は、法第八十七条第十三項の規定により、特定熱損失防止建築材料製造事業者等（特定熱損失防止建築材料の製造、加工又は輸入の事業を行う者をいう。次項において同じ。）に対し、その製造、加工又は輸入に係る特定熱損失防止建築材料につき、次の事項に関し報告させることができる。

- 一 生産数量又は輸入数量及び国内向け出荷数量
- 二 熱損失防止性能及びその向上に関する事項
- 三 熱損失防止性能に関する表示の状況

4 経済産業大臣は、法第八十七条第十三項の規定により、その

第三十二条 経済産業大臣（自動車にあつては、経済産業大臣及び国土交通大臣。以下この条において同じ。）は、法第八十七条第十三項の規定により、特定機器の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）に対し、その製造又は輸入に係る特定機器につき、次の事項に関し報告させることができる。

- 一 生産数量又は輸入数量及び国内向け出荷数量
- 二 エネルギー消費効率及びその向上に関する事項
- 三 エネルギー消費効率に関する表示の状況

2 経済産業大臣は、法第八十七条第十三項の規定により、その職員に、特定機器の製造事業者等の事務所、工場又は倉庫に立ち入り、その製造又は輸入に係る特定機器、当該特定機器の製造のための設備、当該特定機器のエネルギー消費効率の測定のための設備及び関係帳簿書類を検査させることができる。

（新規）

（新規）

職員に、特定熱損失防止建築材料製造事業者等の事務所、工場又は倉庫に立ち入り、その製造、加工又は輸入に係る特定熱損失防止建築材料、当該特定熱損失防止建築材料の製造又は加工のための設備、当該特定熱損失防止建築材料の熱損失防止性能の測定のための設備及び関係帳簿書類を検査させることができる。

(権限の委任)

第三十四条 (略)

2 法第五十三条、第六十七条並びに第八十七条第六項及び第七項の規定に基づく国土交通大臣の権限（航空輸送事業者に係るものを除く。）並びに法第五十四条、第五十五条（法第六十九条において準用する場合を含む。）、第五十六条第一項（法第六十九条において準用する場合を含む。）、第五十七条第一項及び第二項（法第六十九条において準用する場合を含む。）並びに第六十八条の規定に基づく国土交通大臣の権限は、貨物輸送事業者又は旅客輸送事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第八十六号に掲げる事務及び同号に掲げる事務に係る同条第十九号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。）に委任されるものとする。ただし、国土交通大臣が法第八十七条第七項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

3 5 (略)

(権限の委任)

第三十四条 (略)

2 法第五十三条、第六十七条並びに第八十七条第六項及び第七項の規定に基づく国土交通大臣の権限（航空輸送事業者に係るものを除く。）並びに法第五十四条、第五十五条（法第六十九条において準用する場合を含む。）、第五十六条（法第六十九条において準用する場合を含む。）、第五十七条第一項及び第二項（法第六十九条において準用する場合を含む。）並びに第六十八条の規定に基づく国土交通大臣の権限は、貨物輸送事業者又は旅客輸送事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第八十六号に掲げる事務及び同号に掲げる事務に係る同条第十九号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。）に委任されるものとする。ただし、国土交通大臣が法第八十七条第七項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

3 5 (略)

○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）（第二条関係）

改正案

現行

別表第三（第十条、第十一条の二、第十三条関係）

別表第三（第十条、第十一条の二、第十三条関係）

一・二	(略)	次に掲げる者で主務省令で定めるところにより経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を修了したもの	三	別表第二の三の項の中欄に掲げるばい煙発生施設について選任すべき公害防止管理者	四〇十二 (略)
(略)	(略)	一 (略) 二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第九条第一項の規定によるエネルギー管理士免状の交付を受けている者	(略)	三〇八 (略)	(略)

一・二	(略)	次に掲げる者で主務省令で定めるところにより経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を修了したもの	三	別表第二の三の項の中欄に掲げるばい煙発生施設について選任すべき公害防止管理者	四〇十二 (略)
(略)	(略)	一 (略) 二 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第九条第一項の規定によるエネルギー管理士免状の交付を受けている者	(略)	三〇八 (略)	(略)

改正案	現行
<p>（住宅生産課の所掌事務） 第一百十九条 住宅生産課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〜七 （略） 八 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定による建築物に関するエネルギーの使用の合理化に関すること（住宅以外の建築物に係る措置に係るものを除く。）。</p> <p>九 （略）</p>	<p>（住宅生産課の所掌事務） 第一百十九条 住宅生産課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〜七 （略） 八 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定による建築物に関するエネルギーの使用の合理化に関すること（住宅以外の建築物に係る措置に係るものを除く。）。</p> <p>九 （略）</p>

改正案

（所掌事務）

第一条 財政制度等審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第七条第一項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 （略）
- 二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第五項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第六十四条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。
- 三・四 （略）

（分科会）

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
(略)	(略)
たばこ事業等分科	一・二 (略)
三 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第	

現行

（所掌事務）

第一条 財政制度等審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第七条第一項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 （略）
- 二 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第五項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第六十四条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。
- 三・四 （略）

（分科会）

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
(略)	(略)
たばこ事業等分科	一・二 (略)
三 エネルギーの使用の合理化に関する法律第十	

(略)	会
(略)	十六条第五項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第六十四条第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 四・五（略）

(略)	会
(略)	六条第五項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第六十四条第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 四・五（略）

改正案

（所掌事務）

第一条 国税審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第二十一条第二項に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十条第五項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（分科会）

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
(略)	(略)
酒類分科	一 (略)
会	二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第

現行

（所掌事務）

第一条 国税審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第二十一条第二項に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十条第五項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（分科会）

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
(略)	(略)
酒類分科	一 (略)
会	二 エネルギーの使用の合理化に関する法律第十

十六条第五項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2
2
7
（略）

（議事）

第八条（略）

2
2
3
（略）

4 委員及び臨時委員は、国税通則法の規定により審議会の権限に属させられた事項並びに酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定並びにエネルギーの使用の合理化等に関する法律第十六条第五項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項の規定により審議会の権限に属させられた命令に関する事項のうち、自己の利害に係る事項についての審議に参加することができない。

5
（略）

六条第五項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2
2
7
（略）

（議事）

第八条（略）

2
2
3
（略）

4 委員及び臨時委員は、国税通則法の規定により審議会の権限に属させられた事項並びに酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律第十六条第五項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項の規定により審議会の権限に属させられた命令に関する事項のうち、自己の利害に係る事項についての審議に参加することができない。

5
（略）

改正案

（所掌事務）

第一条 薬事・食品衛生審議会（以下「審議会」という。）は、厚生労働省設置法第十一条第一項に規定するもののほか、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（分科会）

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
薬事分科会	一 （略） 二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、エネルギーの使用の合理化等に関する法律

現行

（所掌事務）

第一条 薬事・食品衛生審議会（以下「審議会」という。）は、厚生労働省設置法第十一条第一項に規定するもののほか、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（分科会）

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
薬事分科会	一 （略） 二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律

2 ～ 6 (略)	(略)	
	(略)	、資源の有効な利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2 ～ 6 (略)	(略)	
	(略)	資源の有効な利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

改正案	現行
<p>（所掌事務） 第一条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）は、食料・農業・農村基本法第四十条に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第五項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p>	<p>（所掌事務） 第一条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）は、食料・農業・農村基本法第四十条に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第五項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p>

改正案

				<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 総合資源エネルギー調査会（以下「調査会」という。）は、経済産業省設置法第十九条第一項に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>（分科会）</p> <p>第六条 調査会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、調査会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>
名称	所掌事務	（略）	（略）	
省エネルギー・新エネルギー分科会	（略）	（略）	（略）	

現行

				<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 総合資源エネルギー調査会（以下「調査会」という。）は、経済産業省設置法第十九条第一項に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>（分科会）</p> <p>第六条 調査会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、調査会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>
名称	所掌事務	（略）	（略）	
省エネルギー・新エネルギー分科会	（略）	（略）	（略）	

2
～
6

(略)

2
～
6

(略)

改正案

現行

<table border="1"> <tr> <td data-bbox="207 192 416 376"> 建築分科 一 （略） </td> <td data-bbox="207 376 416 1077"> 二 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の規定により、並び </td> </tr> </table>	建築分科 一 （略）	二 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の規定により、並び	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="416 192 600 376"> 名称 （略） </td> <td data-bbox="416 376 600 1077"> 所掌事務 （略） </td> </tr> </table>	名称 （略）	所掌事務 （略）	<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 社会資本整備審議会（以下「審議会」という。）は、国土交通省設置法（以下「法」という。）第十三条第一項及び附則第七条に規定する事務をつかさどるほか、陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）第二条第一項及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の六第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>（分科会）</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	
建築分科 一 （略）	二 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の規定により、並び						
名称 （略）	所掌事務 （略）						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="207 1077 416 1305"> 建築分科 一 （略） </td> <td data-bbox="207 1305 416 2024"> 二 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の規定により、並び </td> </tr> </table>	建築分科 一 （略）	二 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の規定により、並び	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="416 1077 600 1305"> 名称 （略） </td> <td data-bbox="416 1305 600 2024"> 所掌事務 （略） </td> </tr> </table>	名称 （略）	所掌事務 （略）	<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 社会資本整備審議会（以下「審議会」という。）は、国土交通省設置法（以下「法」という。）第十三条第一項及び附則第七条に規定する事務をつかさどるほか、陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）第二条第一項及びエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の六第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>（分科会）</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	
建築分科 一 （略）	二 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の規定により、並び						
名称 （略）	所掌事務 （略）						

2
～
6

(略)

にエネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2
～
6

(略)

にエネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

改正案

		<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 交通政策審議会（以下「審議会」という。）は、国土交通省設置法第十四条第一項に規定するもののほか、陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>（分科会）</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>
名称	所掌事務	
交通体系 分科会	<p>一 （略）</p> <p>二 交通政策基本法（平成二十五年法律第九十二号）の規定により、並びにエネルギーの使用の合理化等に関する法律第五十七条第三項（同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）及び第六十四条第三項並びに陸上交通事業調整法の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>	

現行

		<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 交通政策審議会（以下「審議会」という。）は、国土交通省設置法第十四条第一項に規定するもののほか、陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）及びエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>（分科会）</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>
名称	所掌事務	
交通体系 分科会	<p>一 （略）</p> <p>二 交通政策基本法（平成二十五年法律第九十二号）の規定により、並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律第五十七条第三項（同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）及び第六十四条第三項並びに陸上交通事業調整法の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>	

2 6	会	技術分科
	(略)	一 (略) 二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第十六条第五項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、第七十九条第三項及び第八十一条第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2 6	会	技術分科
	(略)	一 (略) 二 エネルギーの使用の合理化に関する法律第十六条第五項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、第七十九条第三項及び第八十一条第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

改正案	現行
<p>（特定排出者）</p> <p>第五条 法第二十一条の二第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）の政令で定める者（以下「特定排出者」という。）は、次に掲げる者（第六号から第十一号までに掲げる者にあつては、常時使用する従業員の数が二十一人以上である者に限る。）とする。</p> <p>一 事業所を設置している者であつて、その設置している全ての事業所（その者が法第二十一条の二第二項に規定する連鎖化事業者である場合にあつては、その同項に規定する加盟者が同項に規定する連鎖化事業に係る事業所として設置しているものを含む。次条において同じ。）の原油換算エネルギー使用量（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第百六十七号）第二条第二項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。以下同じ。）の合計量が千五百キロリットル以上であるもの</p> <p>二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「省エネルギー法」という。）第五十条第二項に規定する特定貨物輸送事業者</p> <p>三十一（略）</p> <p>（法の規定の適用に係る技術的読替え）</p> <p>第七条 法第二十一条の十の規定により省エネルギー法第十五条</p>	<p>（特定排出者）</p> <p>第五条 法第二十一条の二第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）の政令で定める者（以下「特定排出者」という。）は、次に掲げる者（第六号から第十一号までに掲げる者にあつては、常時使用する従業員の数が二十一人以上である者に限る。）とする。</p> <p>一 事業所を設置している者であつて、その設置しているすべての事業所（その者が法第二十一条の二第二項に規定する連鎖化事業者である場合にあつては、その同項に規定する加盟者が同項に規定する連鎖化事業に係る事業所として設置しているものを含む。次条において同じ。）の原油換算エネルギー使用量（エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第百六十七号）第二条第二項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。以下同じ。）の合計量が千五百キロリットル以上であるもの</p> <p>二 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「省エネルギー法」という。）第五十条第二項に規定する特定貨物輸送事業者</p> <p>三十一（略）</p> <p>（法の規定の適用に係る技術的読替え）</p> <p>第七条 法第二十一条の十の規定により省エネルギー法第十五条</p>

第一項（省エネルギー法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十一条の二から第二十一条の九まで、第四十五条及び第四十七条の規定の適用については、法第二十一条の十に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十一条 の四第一項	当該報告に係る事項	当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十五条第一項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）
第二十一条 の四第二項 第一号及び 第三号	当該報告に係る事項	当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する

第一項（省エネルギー法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十一条の二から第二十一条の九まで、第四十五条及び第四十七条の規定の適用については、法第二十一条の十に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十一条 の四第一項	当該報告に係る事項	当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十五条第一項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）
第二十一条 の四第二項 第一号及び 第三号	当該報告に係る事項	当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされる法

2 法第二十一条の十の規定により省エネルギー法第二十条第三

<p>第二十一条の五第二項、第二十一条の八第四項</p>	<p>事業所管大臣が所管する事業</p>	<p>エネルギーの使用の合理化等に関する法律第十五条第一項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告</p>	<p>第二十一条の四第二項第二号</p>	<p>当該報告に係る事項（当該事項</p>	<p>当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第十五条第一項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項とし、これらの事項</p>			<p>法律第十五条第一項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）</p>
------------------------------	----------------------	--	----------------------	-----------------------	--	--	--	--

2 法第二十一条の十の規定により省エネルギー法第二十条第三

<p>第二十一条の五第二項、第二十一条の八第四項</p>	<p>事業所管大臣が所管する事業</p>	<p>エネルギーの使用の合理化に関する法律第十五条第一項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告</p>	<p>第二十一条の四第二項第二号</p>	<p>当該報告に係る事項（当該事項</p>	<p>当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に関する法律第十五条第一項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項とし、これらの事項</p>			<p>法律第十五条第一項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）</p>
------------------------------	----------------------	---	----------------------	-----------------------	---	--	--	--

項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十一条の二から第二十一条の九まで、第四十五条及び第四十七条の規定の適用については、法第二十一条の十に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十一条の四第二項	当該報告に係る事項	（略）
第二十一条の四第二項	当該報告に係る事項	（略）
第二十一条の四第二項	当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二十条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）	（略）

項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十一条の二から第二十一条の九まで、第四十五条及び第四十七条の規定の適用については、法第二十一条の十に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十一条の四第二項	当該報告に係る事項	（略）
第二十一条の四第二項	当該報告に係る事項	（略）
第二十一条の四第二項	当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二十条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）	（略）

<p>第二十一条の五第二項、第二十一条の八第四項</p>	<p>第二十一条の四第二項 第二号</p>	<p>第一号及び 第三号</p>
<p>事業所管大臣が所管する事業を行う</p>	<p>当該報告に係る事項（当該事項</p>	<p>項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第二十条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）</p>
<p>エネルギーの使用の合理化等に関する法律第二十条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告に係る</p>	<p>当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第二十条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項とし、これらの事項</p>	<p>項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第二十条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）</p>

<p>第二十一条の五第二項、第二十一条の八第四項</p>	<p>第二十一条の四第二項 第二号</p>	<p>第一号及び 第三号</p>
<p>事業所管大臣が所管する事業を行う</p>	<p>当該報告に係る事項（当該事項</p>	<p>項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に関する法律第二十条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告に係る</p>
<p>エネルギーの使用の合理化に関する法律第二十条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告に係る</p>	<p>当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に関する法律第二十条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項とし、これらの事項</p>	<p>項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に関する法律第二十条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）</p>

(略)

(略)

(略)

3 法第二十一条の十の規定により省エネルギー法第五十六条第一項（省エネルギー法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が発生する二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が発生する二酸化炭素の排出量について、法第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十一条の二から第二十一条の九まで、第四十五条及び第四十七条の規定の適用については、法第二十一条の十に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十一条の四第一項に係る事項	
当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五十六条第一項（同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）	当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五十六条第一項（同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）

(略)

(略)

(略)

3 法第二十一条の十の規定により省エネルギー法第五十六条第一項（省エネルギー法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が発生する二酸化炭素の排出量について、法第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十一条の二から第二十一条の九まで、第四十五条及び第四十七条の規定の適用については、法第二十一条の十に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十一条の四第一項に係る事項	
当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五十六条第一項（同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）	当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五十六条第一項（同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）

<p>第二十一条 の五第二項 臣が所管す</p>	<p>第二十一条 の四第二項 第二号 当該事項</p>	<p>第二十一条 の四第二項 第一号及び 第三号 当該報告に 係る事項</p>
<p>事業所管大 臣が所管す エネルギーの使用の合理化等に関する法律第五十六条第一項（同法第六</p>	<p>当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の第二十一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第五十六条第一項（同法第六十九條及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項とし、これらの事項</p>	<p>当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の第二十一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第五十六条第一項（同法第六十九條及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）</p>

<p>第二十一条 の五第二項 臣が所管す</p>	<p>第二十一条 の四第二項 第二号 当該事項</p>	<p>第二十一条 の四第二項 第一号及び 第三号 当該報告に 係る事項</p>
<p>事業所管大 臣が所管す エネルギーの使用の合理化に関する法律第五十六条第一項（同法第六</p>	<p>当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の第二十一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に関する法律第五十六条第一項（同法第六十九條及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項とし、これらの事項</p>	<p>当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の第二十一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に関する法律第五十六条第一項（同法第六十九條及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）</p>

、第二十一 条の八第四 項	十九条及び第七十一条第六項におい て準用する場合を含む。の規定に よる報告
---------------------	---

4 法第二十一条の十の規定により省エネルギー法第六十三条第一項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に
関する部分がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の
排出量についての法第二十一条の二第一項の規定による報告と
みなされる場合における法第二十一条の二から第二十一条の九
まで、第四十五条及び第四十七条の規定の適用については、法
第二十一条の十に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同
表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に
読み替えるものとする。

第二十一条 当該報告に	第二十一条 当該報告に の四第一項 係る事項	当該報告に係る事項（第二十一条の 十の規定により第二十一条の二第一 項の規定による報告とみなされるエ ネルギーの使用の合理化等に関する 法律（昭和五十四年法律第四十九号 ）第六十三条第一項の規定による報 告については、エネルギーの使用に 伴って発生する二酸化炭素の排出量 に係る事項及び主務省令で定める事 項）
----------------	---------------------------------	--

、第二十一 条の八第四 項	九条及び第七十一条第六項におい て準用する場合を含む。の規定によ る報告
---------------------	--

4 法第二十一条の十の規定により省エネルギー法第六十三条第一項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に
関する部分がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の
排出量についての法第二十一条の二第一項の規定による報告と
みなされる場合における法第二十一条の二から第二十一条の九
まで、第四十五条及び第四十七条の規定の適用については、法
第二十一条の十に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同
表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に
読み替えるものとする。

第二十一条 当該報告に	第二十一条 当該報告に の四第一項 係る事項	当該報告に係る事項（第二十一条の 十の規定により第二十一条の二第一 項の規定による報告とみなされるエ ネルギーの使用の合理化に関する法 律（昭和五十四年法律第四十九号 ）第六十三条第一項の規定による報 告については、エネルギーの使用に 伴って発生する二酸化炭素の排出量 に係る事項及び主務省令で定める事 項）
----------------	---------------------------------	---

<p>の四第二項 第一号及び 第三号</p>	<p>に係る事項</p>	<p>十の規定により第二十一条の二第一 項の規定による報告とみなされるエ ネルギーの使用の合理化等に関する 法律第六十三条第一項の規定による 報告については、エネルギーの使用 に伴って発生する二酸化炭素の排出 量に係る事項及び主務省令で定める 事項)</p>
<p>第二十一条 の四第二項 第二号</p>	<p>当該報告に 係る事項（ 当該事項</p>	<p>当該報告に係る事項（第二十一条の 十の規定により第二十一条の二第一 項の規定による報告とみなされるエ ネルギーの使用の合理化等に関する 法律第六十三条第一項の規定による 報告については、エネルギーの使用 に伴って発生する二酸化炭素の排出 量に係る事項及び主務省令で定める 事項とし、これらの事項</p>
<p>第二十一条 の五第二項 、第二十一 条の八第四 項</p>	<p>事業所管大 臣が所管す る事業</p>	<p>エネルギーの使用の合理化等に関する 法律第六十三条第一項の規定によ る報告</p>

<p>の四第二項 第一号及び 第三号</p>	<p>に係る事項</p>	<p>十の規定により第二十一条の二第一 項の規定による報告とみなされるエ ネルギーの使用の合理化に関する法 律第六十三条第一項の規定による報 告については、エネルギーの使用に 伴って発生する二酸化炭素の排出量 に係る事項及び主務省令で定める事 項)</p>
<p>第二十一条 の四第二項 第二号</p>	<p>当該報告に 係る事項（ 当該事項</p>	<p>当該報告に係る事項（第二十一条の 十の規定により第二十一条の二第一 項の規定による報告とみなされるエ ネルギーの使用の合理化に関する法 律第六十三条第一項の規定による報 告については、エネルギーの使用に 伴って発生する二酸化炭素の排出量 に係る事項及び主務省令で定める事 項とし、これらの事項</p>
<p>第二十一条 の五第二項 、第二十一 条の八第四 項</p>	<p>事業所管大 臣が所管す る事業</p>	<p>エネルギーの使用の合理化に関する 法律第六十三条第一項の規定による 報告</p>

